

官報 号外 平成九年五月九日

平成九年五月九日

○第一百四十回  
國會衆議院會議錄 第三十三號

平成九年五月九日(金曜日)

議事日程 第十九号  
平成九年五月九日

△ 德一班

第一冊  
開星山

第一 水産業團同組合法の一部を改正する法律

○本田の会議をした事実が判明した。

## 日程第一 水産業協同組合法の一部を改正する (内閣提出)

## 大学の教員等の任期に関する法律案(内閣提出) の趣旨説明文書

## の趣旨説明及び質疑

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件及び核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

本案は、地方分権の推進に資するとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るために、地方公共団体に外部監査制度を導入することとし、あわせて現行の監査委員制度の充実等を図ることとするものであります。

第一に、外部監査制度とは、地方公共団体と外  
部監査契約を締結した者が外部監査人として地方

平成九年五月九日

衆議院会議録第二十二号

## 地方自治法の一部を改正する法律案

## 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

外部監査契約のうち、包括外部監査契約に基づく監査は、地方公共団体が、毎会計年度、外部監査人が必要と認める事件について受ける監査であり、都道府県及び政令で定める市について義務づけることとし、その他の市町村は条例により導入することができます。また、個別外部監査契約に基づく監査は、議会、長または住民から要求等があった場合において行う監査であり、地方公共団体は条例により導入することができます。

第一に、現行の監査委員制度につきまして、監査委員のうち当該地方公共団体の職員であつた者は一人を上限とするとともに、町村の監査委員の定数を二人とし、町村にも監査委員事務局を設置できることとするほか、監査結果に基づく改善措置の通知・公表を義務づけることとしております。

このほか、都道府県が法定局部数を超えて局部を置こうとする場合の事前の自治入臣への協議を届け出制に改めることとしております。

本案は、四月二十一日本委員会に付託され、同日白川自治大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日質疑に入り、外部監査制度導入の趣旨、外部監査人の資格要件及びその確保策、地方公共団体共同の外部監査機構の創設についての見解、現行監査委員制度の改善の必要等について論議が行われました。

昨五月八日質疑を終局しましたところ、本案に對し、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五会派共同により、他行政運営に関しすぐれた識見を有する者であつて、弁護士・公認会計士及び地方公共団体の監査に関する実務に精通したものとすることとしております。

またはその適正な履行を確保するため必要と認めると、議見を有する税理士と外部監査契約を締結できることを内容とする修正案が、また、民主党より、住民監査請求の請求期間の延長等を内容とする修正案が提出され、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで採決を行いましたところ、民主党單独提出の修正案は賛成少数をもって否決され、五会派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いた

卷之三

法律案(内閣提出、參議院送付)

合法の一部を改正する法律案を議題といたしました。

委員長の報酬を求める。農林水産委員長石橋  
大吉君。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び  
同報告書

〔本号末尾に掲載

官 告 報 (号 外)

○石橋大吉君　ただいま議題となりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における我が国漁業及び金融をめぐる情勢の変化にかんがみ、信用事業を行う漁業協同組合等の経営の健全性を確保するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、信用事業を行う漁協等について自己資本及び内部留保の充実を図るため、最低出資金制度の導入、法定準備金の積立基準の引き上げ等を行うこととしております。

第一に、信用事業を行ふ漁業協同組合連合会並びに、員外監事及び常勤監事の設置を義務づけるとともに、これらの組合は、全国漁業協同組合連合会の監査を受けなければならないこととしております。

に当該漁協等の常勤役員及び参事は、行政庁の認可を受けた場合を除き、他の漁協等もしくは法人の常務に従事し、または事業を営んではならないこととしております。

本案は、去る三月二十六日參議院から送付され、四月二十一日本委員会に付託されました。委員会におきましては、五月七日藤本農林水産

大臣からも提案理由の説明を聴取し、印紙税を  
行いました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

大学の教員等の任期に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

(議長伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、大学の教員等の任期に関する法律案について、趣旨の説明を求める。文部大臣小杉隆君。

(國務大臣小杉隆君登壇)

(國務大臣小杉隆君) 大学の教員等の任期に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

変化の激しい時代にあって、大学が学問の進展や社会の要請に適切に対応して教育研究を推進しことくことが求められている今日、各大学において不斷に改革を進めて教育研究の活性化を図る必要があり、これを担う教員の果たすべき役割がますます重要になっております。

このため、大学教員の流動性を高めて大学における教育研究の活性化を図るために方策として、国公私立の大学を通じて、各大学の判断で教員に任期制を導入できるようにする必要があります。これがこの法案を提出する理由であります。

次に、この法律案の概要について申し上げま

す。

第一は、この法律案の目的についてであります。これは、大学等において多様な知識または経験を有する教員等相互の学問的交流が不断に行われ状況を創出することが教育研究の活性化にとって重要であることにかんがみ、教員等の任期について必要な事項を定めることによって、大学等への多様な人材の受け入れを図り、もって大学等における教育研究の進展に寄与することを目的として定めております。

第一は、国立または公立の大学の教員の任期に

(議長伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

教員等の任期に関する法律案についての小杉文部大臣質疑

出の趣旨説明に対する質疑  
○議長(伊藤宗一郎君)　ただいまの趣旨の説明に  
対して質疑の通告があります。順次これを許しま

す。西博義君。  
〔西博義君登壇〕

○西博義君 私は新進党を代表して、大学の教員等の任期に関する法律案について、総理並びに関係閣僚に質問をいたします。

める人々の増加、学術研究や技術の急速な進展による研究の高度化、国際化、さらに、産業・就業

構造の変化などを背景として大学改革が求められ、大学設置基準改正によるカリキュラム編成の

弾力化、自己点検・評価制度の導入、シラバスの作成配付、大学院の拡充等の改革が行われてきま

した。

も重要な役割は学生の教育であると言つても過言ではありません。教育は時間を超えて力を發揮し

国々も、やがては衰退していきました。一国の盛衰は長い目で見なければなりません。そして、社会の長期的な課題について、教育こそその根本であります。

会の長期的な課題の中でも、教育こそその根本であり、教育の充実に真剣に取り組む国は必ず発展上緯の時代を迎えると考えます。

中国的「管子」という書に「一年の計は穀を樹る  
に如くななし、十年の計は木を樹るに如くななし

し、終身の計は人を樹るに如くはなし」という言葉があります。これは、一年で利益を上げようと

立てる計画としてはその年のうちに収穫できる穀物を植えるのが最もよく、十年の計画としては果

樹を、そして一生の計画としては人材の養成や登用をするのが最もよいという意味であります。教育の重要性を説く先人の言葉は枚挙にいとまがあ

りませんが、問題はその基本を忘れてしまう」と  
ではないかと思います。

大学改革を考えるに当たり、我が國の大学教育の現状を見ると、疑問を感じざるを得ません。学生が講義を理解するのに非常に困難を感じているという状況が長年続き、大学の授業は形骸化しております。最近ようやく教員相互の授業参観や新任教員研修などによる授業内容・方法改善のための取り組みが始まりました。

アメリカでは、教員の授業を改善するための専門家がおり、教員の授業をビデオに撮り、そのビデオを見せながら、授業の中でわかりにくい点を指摘し、改善するようアドバイスを行っております。単にお互いの授業を参観するという方法より、こうした教員一人一人に光を当てた地道な取り組みこそ学ぶべき点が多いのではないかと思います。

短期的な研究の業績アップに目を奪われたような改革ではなく、教育を通じて学生に基盤的な力をつける大学づくりを目指し、そこで輩出される学生が育つて、よりよい研究を生む、そのような姿が大学改革のあり方として望ましいのではあります。

文部省が描く任期制の効果については、任期制

の導入によって人事の流動化が起こり、人の交流

が図られ、それが学問的に刺激となつて教育研究

が活性化されると想定されています。この文部省

が描く國式について、まず質問をしたいと思いま

す。

教育研究の活性化が図られるといいますが、教

育研究のそれぞれの分野に対してどのような影響

があり、活性化したとはどのような状態をいうの

か、具体的に明示をしていただきたい。

私は、この任期制の意図は、教員の研究の活性

化にあって、教育の活性化にはないと思います。

例えば、任期制のついたポストにいる指導教官が

任期切れになつて大学をかわつてしまつた場合、

学生は引き続き指導を受けられなくなるという状

況が生まれてきます。また、研究業績を気にする

アメリカでは、教員の授業を改善するための専門家がおり、教員の授業をビデオに撮り、そのビデオを見せながら、授業の中でわかりにくい点を指摘し、改善するようアドバイスを行つております。単にお互いの授業を参観するという方法より、こうした教員一人一人に光を当てた地道な取り組みこそ学ぶべき点が多いのではないかと思います。

短期的な研究の業績アップに目を奪われたような改革ではなく、教育を通じて学生に基盤的な力をつける大学づくりを目指し、そこで輩出される学生が育つて、よりよい研究を生む、そのような姿が大学改革のあり方として望ましいのではあります。

文部省が描く任期制の効果については、任期制

の導入によって人事の流動化が起こり、人の交流

が図られ、それが学問的に刺激となつて教育研究

が活性化されると想定されています。この文部省

が描く國式について、まず質問をしたいと思いま

す。

そこで、任期制と変わり行く労働環境との関連

について質問をいたします。

大学教員への任期制導入はこれまでの公務員制

度の根幹を握るがす改革になると考えますが、今

後、大学教員に限らず公務員全体へ対象を広げて

いくという考え方をお持ちかどうか、総理並びに総務省

長官の見解を示してください。

さらに、任期制度は日本社会の労働慣行の大きな変動を促進するものと思われますので、この点

についてもどのような考え方をお持ちなのか、総理

並びに労働大臣にお伺いをいたします。

さて、先ほど述べた例外的な任期制が適用され

ている職種は、試験研究機関の研究職や外国人教

員などであり、それぞれ時限つきプロジェクト研

究への従事、公務員の国籍条項の一部緩和など、

合理的とされる基準が示されてまいりました。こ

の法律案によつて、文部省は任期を定めないとい

う原則を変更したのか、もしそうだとしたらどの

余り教育がおろそかになるということも懸念されます。教育という面ではデメリットが大きいと考

えますが、そのデメリットをどう解消するのか。

また、任期制によるメリットが教育面にあると

おもに他に公務員は終身雇用で大学

に就いていたことがあります。

この法律案では、大学における教育研究の活性

化を図ることが目標であり、任期制はその手段と

いうことになります。したがつて、任期制を導入

した大学の数や任期制の適用となつた教員の数な

ど、数値の達成を目標とすべきではありません。

決して目標と手段を混同すべきではないと考えま

すが、御見解を示してください。

国公立大学教員の身分につきましては、国家公

務員法に基づく人事院規則では、原則として恒常

的に置く必要がある官職について任期を定めて任

則のもとに、これまでに例外的に任期制を定め

ることができます。

そこで、任期制と変わらぬ労働環境との関連

について質問をいたします。

大学教員への任期制導入はこれまでの公務員制

度の根幹を握るがす改革になると考えますが、今

後、大学教員に限らず公務員全体へ対象を広げて

いくという考え方をお持ちかどうか、総理並びに総務省

長官の見解を示してください。

さて、先ほど述べた例外的な任期制が適用され

ている職種は、試験研究機関の研究職や外国人教

員などであり、それぞれ時限つきプロジェクト研

究への従事、公務員の国籍条項の一部緩和など、

合理的とされる基準が示されてまいりました。こ

の法律案によつて、文部省は任期を定めないとい

う原則を変更したのか、もしそうだとしたらどの

余り教育がおろそかになるということも懸念され

ます。教育という面ではデメリットが大きいと考

えますが、そのデメリットをどう解消するのか。

また、任期制によるメリットが教育面にあると

おもに他に公務員は終身雇用で大学

に就いていたことがあります。

この法律案では、大学における教育研究の活性

化を図ることが目標であり、任期制はその手段と

いうことになります。したがつて、任期制を導入

した大学の数や任期制の適用となつた教員の数な

ど、数値の達成を目標とすべきではありません。

決して目標と手段を混同すべきではないと考えま

すが、御見解を示してください。

国公立大学教員の身分につきましては、国家公

務員法に基づく人事院規則では、原則として恒常

的に置く必要がある官職について任期を定めて任

則のもとに、これまでに例外的に任期制を定め

ることができます。

そこで、任期制と変わらぬ労働環境との関連

について質問をいたします。

大学教員への任期制導入はこれまでの公務員制

度の根幹を握るがす改革になると考えますが、今

後、大学教員に限らず公務員全体へ対象を広げて

いくという考え方をお持ちかどうか、総理並びに総務省

長官の見解を示してください。

さて、先ほど述べた例外的な任期制が適用され

ている職種は、試験研究機関の研究職や外国人教

員などであり、それぞれ時限つきプロジェクト研

究への従事、公務員の国籍条項の一部緩和など、

合理的とされる基準が示されてまいりました。こ

の法律案によつて、文部省は任期を定めないとい

う原則を変更したのか、もしそうだとしたらどの

余り教育がおろそかになるということも懸念され

ます。教育という面ではデメリットが大きいと考

えますが、そのデメリットをどう解消するのか。

また、任期制によるメリットが教育面にあると

おもに他に公務員は終身雇用で大学

に就いていたことがあります。

この法律案では、大学における教育研究の活性

化を図ることが目標であり、任期制はその手段と

いうことになります。したがつて、任期制を導入

した大学の数や任期制の適用となつた教員の数な

ど、数値の達成を目標とすべきではありません。

決して目標と手段を混同すべきではないと考えま

すが、御見解を示してください。

国公立大学教員の身分につきましては、国家公

務員法に基づく人事院規則では、原則として恒常

的に置く必要がある官職について任期を定めて任

則のもとに、これまでに例外的に任期制を定め

ることができます。

そこで、任期制と変わらぬ労働環境との関連

について質問をいたします。

大学教員への任期制導入はこれまでの公務員制

度の根幹を握るがす改革になると考えますが、今

後、大学教員に限らず公務員全体へ対象を広げて

いくという考え方をお持ちかどうか、総理並びに総務省

長官の見解を示してください。

さて、先ほど述べた例外的な任期制が適用され

ている職種は、試験研究機関の研究職や外国人教

員などであり、それぞれ時限つきプロジェクト研

究への従事、公務員の国籍条項の一部緩和など、

合理的とされる基準が示されてまいりました。こ

の法律案によつて、文部省は任期を定めないとい

う原則を変更したのか、もしそうだとしたらどの

余り教育がおろそかになるということも懸念され

ます。教育という面ではデメリットが大きいと考

えますが、そのデメリットをどう解消するのか。

また、任期制によるメリットが教育面にあると

おもに他に公務員は終身雇用で大学

に就いていたことがあります。

この法律案では、大学における教育研究の活性

化を図ることが目標であり、任期制はその手段と

いうことになります。したがつて、任期制を導入

した大学の数や任期制の適用となつた教員の数な

ど、数値の達成を目標とすべきではありません。

決して目標と手段を混同すべきではないと考えま

すが、御見解を示してください。

国公立大学教員の身分につきましては、国家公

務員法に基づく人事院規則では、原則として恒常

的に置く必要がある官職について任期を定めて任

則のもとに、これまでに例外的に任期制を定め

ることができます。

そこで、任期制と変わらぬ労働環境との関連

について質問をいたします。

大学教員への任期制導入はこれまでの公務員制

度の根幹を握るがす改革になると考えますが、今

後、大学教員に限らず公務員全体へ対象を広げて

いくという考え方をお持ちかどうか、総理並びに総務省

長官の見解を示してください。

さて、先ほど述べた例外的な任期制が適用され

ている職種は、試験研究機関の研究職や外国人教

員などであり、それぞれ時限つきプロジェクト研

究への従事、公務員の国籍条項の一部緩和など、

合理的とされる基準が示されてまいりました。こ

の法律案によつて、文部省は任期を定めないとい

う原則を変更したのか、もしそうだとしたらどの

余り教育がおろそかになるということも懸念され

ます。教育という面ではデメリットが大きいと考

えますが、そのデメリットをどう解消するのか。

また、任期制によるメリットが教育面にあると

おもに他に公務員は終身雇用で大学

に就いていたことがあります。

この法律案では、大学における教育研究の活性

化を図ることが目標であり、任期制はその手段と

いうことになります。したがつて、任期制を導入

した大学の数や任期制の適用となつた教員の数な

ど、数値の達成を目標とすべきではありません。

決して目標と手段を混同すべきではないと考えま

すが、御見解を示してください。

国公立大学教員の身分につきましては、国家公

務員法に基づく人事院規則では、原則として恒常

的に置く必要がある官職について任期を定めて任

則のもとに、これまでに例外的に任期制を定め

ることができます。

そこで、任期制と変わらぬ労働環境との関連

について質問をいたします。

大学教員への任期制導入はこれまでの公務員制

度の根幹を握るがす改革になると考えますが、今

後、大学教員に限らず公務員全体へ対象を広げて

いくという考え方をお持ちかどうか、総理並びに総務省

長官の見解を示してください。

さて、先ほど述べた例外的な任期制が適用され

ている職種は、試験研究機関の研究職や外国人教

員などであり、それぞれ時限つきプロジェクト研

究への従事、公務員の国籍条項の一部緩和など、

合理的とされる基準が示されてまいりました。こ

の法律案によつて、文部省は任期を定めないとい

う原則を変更したのか、もしそうだとしたらどの

余り教育がおろそかになるということも懸念され

ます。教育という面ではデメリットが大きいと考

えますが、そのデメリットをどう解消するのか。

また、任期制によるメリットが教育面にあると

おもに他に公務員は終身雇用で大学

に就いていたことがあります。

この法律案では、大学における教育研究の活性

化を図ることが目標であり、任期制はその手段と

いうことになります。したがつて、任期制を導入

した大学の数や任期制の適用となつた教員の数な

ど、数値の達成を目標とすべきではありません。

決して目標と手段を混同すべきではないと考えま

すが、御見解を示してください。

国公立大学教員の身分につきましては、国家公

務員法に基づく人事院規則では、原則として恒常

的に置く必要がある官職について任期を定めて任

則のもとに、これまでに例外的に任期制を定め

ることができます。

そこで、任期制と変わらぬ労働環境との関連

について質問をいたします。

大学教員への任期制導入はこれまでの公務員制

度の根幹を握るがす改革になると考えますが、今

後、大学教員に限らず公務員全体へ対象を広げて

いくという考え方をお持ちかどうか、総理並びに総務省

弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣岡野裕君登壇〕

○国務大臣(岡野裕君) 西先生から御質問をいたしましたが、任期制の採用と労働慣行との関係、総理から詳しく述べがあったとおりであります。(拍手)

〔国務大臣小杉隆君登壇〕

○国務大臣(小杉隆君) まず第一に、教育研究の活性化についてのお尋ねであります。任期制の導入によって、大学において異なる経験や発想を持つ多様な人材を受け入れ、相互に教育研究面における刺激を与え合うことによって、教員の能力を向上させる効果が期待されます。教育研究が活性化している状態と申しますのは、各教員が教育や研究に熱心に取り組み、その結果、教育活動が充実するとともに、同時にすぐれた研究業績が次々に生み出されていく状況になることと考えております。

第二に、任期制の導入に伴う教育面のメリット、デメリットについてのお尋ねであります。大学において教育面での業績評価が適切に行われることによって一層すぐれた教育指導が期待されることによって、また、多様な知識経験を有する人材を大学に受け入れることによって、より充実した教育指導を受ける機会を学生に提供することなど、教育上のメリットがあると考えております。なお、組織的な教育研究指導等を強化することによって、任期満了により教員が異動しても教育面の継続性を保つことができるものと考えております。

第三に、任期制の導入に当たり、数値を目標とすべきではないとの御指摘ですが、今回の任期制は、教員の流動性を高めるための方策の一つとして、各大学の判断により任期を定めた任用ができるとするとものであって、導入した大学数などを目標とすべきものではないことは御指摘のとおりであります。

第四に、公務員法制との関係についてのお尋ね

であります。公務員法制においては、定年までの継続任用ということが基本であります。その職務と責任の特殊性に基づいて特例を定めることができます。今回の法律案は、大学教員の職務が教員自身の自由な発想で主体的に取り組むものという特殊性を有していることにかんがみ、定年までの継続任用の例外として、教育研究上の必要がある場合について任期制を導入できるようにするものであります。

第五に、財政的誘導を行うのではないかとの御指摘ですが、今回の大学の任期制は教員の流動性を高めるための一つの方策であり、任期制を導入するかどうかは各大学の判断にゆだねるという選択的任期制の考え方をとっています。したがって、各大学において、教員の流動性を高めるための方策として任期制について十分検討いただきたいと考えておりますが、文部省として、大学に対して任期制の導入を強制したり、あるいはこれを誘導するような財政措置などを講じることは考えていません。(拍手)

〔国務大臣武藤嘉文君登壇〕

○国務大臣(武藤嘉文君) 西議員にお答えをいたします。

公務員全体に任期制を導入する考え方があるかどうかということでおざいます。今、総理から御答弁のあつたとおりでございまして、私どもも、特定の場合に限って導入をしていくという考え方で来ております。

ただ、今月中には発足する予定でございます公務員制度調査会、ここでこういう問題についてもいろいろ議論をしていきたいと思っておるわけでございまして、将来ともに全体に広げるという考え方で、質問をいたします。

第一に、本法案によって導入される任期制が学問研究の発展を促すものかどうかです。

第三に、任期制の導入に当たり、数値を目標とすべきではないとの御指摘ですが、今回の任期制は、教員の流動性を高めるための方策の一つとして、各大学の判断により任期を定めた任用ができるとするとものであって、導入した大学数などを目標とすべきものではないことは御指摘のとおりであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 石井郁子君。

〔石井郁子君登壇〕

○石井郁子君 私は、日本共産党を代表して、大学の教員等の任期制に関する法律案について、總理並びに関係大臣に質問いたします。

大学は、我が国の学術の中心であるとともに、学校教育の最終段階としての高等教育機関です。それだけに、国民は、国民の利益と社会の進歩に貢献する基礎的な研究などが旺盛に行われること、学生の教育が充実されることを期待しています。これらにこたえることこそ、二十一世紀を前にした大学の社会的使命であります。

ところが、本法案は、大学の教育研究の活性化の名のもとに、国立、公立、私立の大学教員に五年や三年などの任期をつけて、期間の満了により退職という極めて身分不安定の状態に置くものであります。大学教員解雇法案という声が上がっています。

大学の教員が研究をしながら次の職探しに心を奪われるという前代未聞の提案に対し、多くの関係者が反対の声を上げたのは当然です。国立大学協会、私立大学団体連合会、大学基準協会などは当初から危惧を表明していました。今、国会には、全国から任期制反対のアピールが続々寄せられています。それらの声は、任期制を導入すれば、大学は活性化するどころか、混乱と低迷を招きかねないと警告ではありませんか。

そこで、質問をいたします。

〔国務大臣武藤嘉文君登壇〕

西議員にお答えをいた

します。

公務員全体に任期制を導入する考え方があるかどうかということでおざいますが、今、総理から御答弁のあつたとおりでございまして、私どもも、特定の場合に限って導入をしていくという考え方で来ております。

ただ、今月中には発足する予定でございます公務員制度調査会、ここでこういう問題についてもいろいろ議論をしていきたいと思っておるわけでございまして、将来ともに全体に広げるという考え方で、質問をいたします。

第一に、本法案によって導入される任期制が学

しょうか。任期制が時代を画する研究の芽を摘み取る危険を持つことについて、總理の御認識をお伺いいたします。

第二に、任期制によって大学教育が国民の期待するものになるのかという問題です。

今大学では、高学歴のエリートがかわったオウム事件の衝撃も相まって、大学自身が大学教育の充実改善にとって大きな障壁となつて

いる一つに、我が國の大大学教員が、歐米に比べ、近年特に入試業務などで過重な負担を負わされ、多忙化していることがあります。このよう

中で任期制を導入すれば、教員が研究業績を上げることに追われ、教育どころではないという状況に追い込まれるのは明白ではないでしょうか。また、次々に教員が入れかわるようでは、とても系統的な教育はできません。總理並びに文部大臣の見解を求めます。

任期制は、世界の流れに反しています。アメリカでは、教授職まで対象とした任期制をとっていますが、学問の自由を守るために、教授などに終身在職の権利を保障する制度がほとんどの州で確立されるなど、身分保障を厚くする方向で進んでいます。文部大臣、一体、教授までも含めて任期制を導入している国はどこにあるのですか。

しかも、今ユネスコで検討中の、高等教育の教育職員の地位に関する勧告草案は「終身在職権は学問の自由を擁護する」と述べ、教員の身分保障によって教育研究を活発化していくことをしています。本法案は、明らかに世界の流れからも逸脱しません。

文部省は、任期制導入は大学の判断にゆだねる選択的任期制だと言います。しかし、本当にそこかという声が大学から上がっています。なぜな

いります。(拍手)



できるように法制面の整備を行うものであります。

第四に、任期制導入を押しつけるのではなく他の御指摘ですが、今回の大学教員の任期制は教員の流动性を高めるための一つの方策であり、任期制を導入するかどうかは各大学の判断にゆだねるという選択的任期制の考え方をとっています。したがって、文部省としては、大学に対して概算要求や新学部、新研究科の設置の際に任期制の導入を強制するようなことは考えていないところであります。

第五に、国立大学の民営化、地方移管についてのお尋ねであります。国際的に見ても、高度の学術研究とすぐれた人材の養成という高等教育の基幹部分の実施は国家発展の基盤を形成するものとして国の責務と考えられており、我が国の国立大学は、高度の学術研究の推進と計画的な人材養成確保や大学教育の地域的偏りのない全国的な展開に重要な役割を果たしております。(行政改革会議等に対しても、今後、このような国立大学の果たしている役割等について十分説明していく必要があります)。

第六に、任期制の導入は大学教員人事の流動化に役立つかとのお尋ねでありますが、任期制の導入により、任期を定めることとした職には一定期間ごとに教員の異動の機会が生じることになります。このことによって、他の大学や研究機関等との人材交流が促進され、教員の流動性が高まることがあります。

第七に、大学間格差を改め、大学全体の教育研究条件整備を急ぐべきとのお尋ねであります。

各大学には固有の歴史や沿革があり、現状におけるそれぞれの規模や内容は異なっておりますが、文部省としては、今後とも、各大学の教育研究の活性化に向けた多様な取り組みを支援してまいります。

なお、大学の教育研究条件の整備につきましては、厳しい財政事情のもとではありますが、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

最後に、高校以下の教員への適用拡大についてのお尋ねですが、今回の法律案は、大学教員の職務の特殊性に基づき、定年までの継続任用の例外として、教育研究上の要請に応じて任期を定めて教員を任用する必要がある場合について任期制を導入できるようとするものであります。したがって、この法律案の対象を高校以下の教員に適用することは考えておりません。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣岡野裕君登壇〕

○國務大臣(岡野裕君) 石井先生にお答えをいたしました。

終身雇用制は、先ほども総理のお話がありましたが、我が国の労働慣行の一つでござります。しかしまして、この終身雇用制につきましても、総理お話しのとおり、労働慣行が今変容されつつあるという意味合いで同じであります。そういうことで、任期制導入そのものが直接的には終身雇用制に影響するものではない、かように考えております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

地下を含むあらゆる場所における核爆発の禁止をその内容とするこの条約は、国際社会の平和と

#### 包括的核実験禁止条約の締結について承認を

求めるの件及び核原料物質、核燃料物質及

び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、包括的核実験禁止条約について承認を求めるの件及び内閣

提出、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制

に関する法律の一部を改正する法律案について、

趣旨の説明を順次求めます。外務大臣池田行彦君。

〔國務大臣池田行彦君登壇〕

○國務大臣(池田行彦君) 包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件につきまして、趣旨の御説明を申し上げます。

この条約は、平成八年九月にニューヨークにおいて採択されたものであり、核兵器の実験的爆発及び他の核爆発の禁止等について規定し、あわせて、条約上の義務の実施を確保するための検証制度等について規定するものであります。

核実験につきましては、昭和三十八年にモスクワで作成された大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約により、地下におけるものを除き、核爆発は既に禁止されておりますが、この条約は、地下を含めあらゆる場所における核爆発を禁止するものであります。

この条約についての交渉は、平成六年からジユネーブ軍縮会議において進められましたが、困難な交渉を経て、最終的に、昨年の第五十回国連総会において圧倒的多数の賛成によりこの条約が採択された次第であります。

本法律案は、包括的核実験禁止条約を実施するため、所要の規定の整備を図るものであります。

この条約は、核兵器の拡散の防止、核軍備の縮小等に効果的に貢献するため、あらゆる場所において核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止するとともに、あわせて、条約上の義務の実施等について規定するものであります。

我が国がこの条約を率先して締結することは、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核縮小の努力を積み重ねていくための国際協力に寄与し有意義であることから、今国会におい

安全を支える重要な柱の一つとなるものであります。

歴史的な意義を有するものであります。我が国としては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮のための努力を積み重ねるべきであるとの立場から、この条約を早期に締結し、その効果的な実施に向けた貢献を行っていくことが極めて重要であると考えます。

以上申し述べましたところを御勘案の上、この条約の締結について御承認を得られますよう、格別の御配慮を得たい次第でございます。

以上が、包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件の趣旨でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 国務大臣近岡理一郎君。

〔國務大臣近岡理一郎君登壇〕

○國務大臣(近岡理一郎君) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

本法律案は、包括的核実験禁止条約を実施するため、所要の規定の整備を図るものであります。

この条約は、核兵器の拡散の防止、核軍備の縮

小等に効果的に貢献するため、あらゆる場所において核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止する

とともに、あわせて、条約上の義務の実施等について規定するものであります。

我が国がこの条約を率先して締結することは、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核縮小の努力を積み重ねていくための国際協

罰則等について所要の規定の整備を行う本法律案の御審議をお願いするものであります。

第一に、条約により設立される包括的核実験禁止条約機関等から条約の定めるところにより要請

があつた場合等に、我が國が説明を行うため、報告徵収に係る規定を整備することとしておりま  
す。

第一に、条約上の義務の実施を確保するための検証措置である現地査察を受け入れるため、包括的核実験禁止条約機関の指定する者による立入調査

第三に、条約により、あらゆる場所における核兵器の実験的爆発及び他の核爆発が禁止される(ことに伴い、核爆発を生じさせた者に対する罰則)に係る規定を整備することとしております。(拍手)

以上が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。

斎藤鉄夫君登壇

衆議院会議録第二十二号

○齊藤鉄夫君 私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました包括的核実験禁止条約並びに核原料物質等規制法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたしました。

すべての核実験を禁止する包括的核実験禁止条約によって、サタンともいいくべき核爆発のない世界を実現するところまで来ました。唯一の被爆国として、次に目指すは核兵器のない世界であります。

本条約が採択された国連総会で、多くの国が本条約の論理的根拠の一つとして挙げたのが、昨年七月の国際司法裁判所、I C Jによる「核兵器の使用・威嚇は一般的には国際法、特に人道法に反する」とした勧告意見でした。この I C J の勧告が、「これから核軍縮の新たな論拠となりつづります。大変残念なことに、我が国は、この国際司法裁判所に対する意見陳述で、核兵器の使用・威嚇は国際法違反と明確に論述しませんでした。核兵器の使用・威嚇は国際法違反かどうかという点についての橋本総理のお考えをお伺いいたしました。

また、包括的核実験禁止条約が作成されたことの意義及び評価について、昨年九月二十四日、ニューヨークの国連本部においてみずから署名された橋本総理の見解をお伺いいたします。

次に、潜在核兵器国であり、条約の発効要件となる批准書寄託国であるインドが、本条約への署名拒否の方針を明確にしたことは、東西冷戦終結後の懸案である核拡散防止体制の強化に重大なる透明要素を残したことになります。

インドは、軍縮会議、国連総会においても一貫して各条約の採択に反対しており、ゴーシン・インド

大使は「インドはこの不平等条約に今も今後も決して署名しないことを宣言する。インドの批准が発効条件となっている条項が条約にある限り、条約の発効はない」と述べております。インドが本条約を不平等条約とする理由として、インド国民には、中国より最初の核実験が十年おくれただけで自国の核が非合法化されたN P T体制へのふんまんがあるとの見解があります。

このように、インドの本条約に対する姿勢にてお伺いします。

核実験を行わないで核兵器開発することは、弾道弾や巡航ミサイルに搭載するような近代的小型弾頭については困難であると言われております。しかし、半世紀前、広島・長崎で使用された、火薬の力でウランやプルトニウムを圧搾して核爆発を起こす爆弾型原爆なら、発展途上国の中でも核実験なしで開発可能であり、包括的核実験禁止条約はこのような爆弾型原爆の開発抑制には無力ではないかとも言われております。本条約によって発展途上国の核拡散防止は可能であるのか、外務大臣の見解をお伺いいたします。

未臨界実験とは、プルトニウムやウランが連鎖反応を起こし始める、いわゆる臨界に達する直前で反応をストップさせる研究方法です。実際に爆発は起きないわけです。豊富な核実験データを保

有する国にとっては、最後まで反応させて爆発を起こした場合と同様の実験効果があると言われております。

米国では、十年計画で、総額四百億ドルかけて核兵器性能維持管理計画、いわゆる核スチユワードシップ計画が予定されています。これは、最新ハイテク実験装置による未臨界実験、そして過去の核データを総合してコンピューターシミュレーションを行い、核実験をしたのと同様の知見を得るというものであります。

米国の説明は、この計画及び未臨界実験はあくまでも既に存在している核弾頭の安全性と信頼性を確認するものだとのことです。しかしながら、将来、圧倒的なデータを持っている米国が、ひそかに核実験抜きの新核兵器開発を進めるおそれは否定できないと懸念する声が上がっています。未臨界実験も禁止しなかつたことが新核兵器開発を許してしまうことになるのではなく懸念する声にどのような見解を持つのか、また米国の核スチユワードシップ計画をどのように評価しているのか、橋本總理にお伺いします。

次に、本条約は、目的の達成を確保するための検証制度について規定しております。すなわち、国際監視制度、現地検査並びに信頼醸成についての措置であります。国際監視制度は、世界中に地震波、放射性核種、水中波、微気圧振動の監視施設等を置くことによって構成されております。我が国にも各施設が設置されることになっております。これらの情報によって核爆発であるか否かを判断し、現地検査することになるのであります。が、この監視網でどの程度の核実験を探知することができるのか、また核実験の抑止がこの検証制度によって全うできるのか、お伺いいたします。

次に、カットオフ条約についてお伺いします。

カットオフ条約とは、核兵器の材料となる高濃縮ウラン、そして高純度プルトニウムの製造そのものを禁止するという画期的なものであります。

包括的核実験禁止条約の作成を求める決議が国連総会で採択された同じ日の平成五年十二月十六日、カットオフ条約の作成を提唱する決議も採択されました。包括的核実験禁止条約が核物質の出口を禁止する条約であるとすれば、このカットオフ条約は入り口を規制するものであると言え、核軍縮そして核拡散防止の重要なステップとなります。カットオフ条約に対する我が国的基本姿勢と早期成立に向けた努力についてお伺いします。

さて、この包括的核実験禁止条約は、国内法的には核原料物質等規制法の改正を必要とします。

そこで、最後に科学技術庁長官にお伺いします。原子力発電の使用済み核燃料の再処理によってプルトニウムが生産されます。このプルトニウムを高速増殖炉で燃やし、エネルギーを得ると同時に燃やした以上のプルトニウムを得る、いわゆるプルトニウムサイクルを確立するというのが我が国の原子力政策の基本でした。ところが、「もんじゅ」の事故によって高速増殖炉のめどが立たなくなりました。そこで、このプルトニウムを現在の軽水炉で燃やす、いわゆるプルサーマル計画が出てきたわけですが、これも動燃の相次ぐ不祥事によって原子力に対する不信感が増大し、すぐに実施できる状況にありません。

こうなりますと、プルトニウムはたまる一方で、プルトニウム余剰が生じてまいります。この余剰はすなわち日本の核兵器開発の意図であると

誤解する国も出てまいります。科学技術庁長官に、このプルトニウム余剰の見通しをお伺いします。

止対象に入つておらないという点についての御懸念がございました。

米国政府は、既存の核弾頭の安全性と信頼性の確保のために行う旨を既に公表しており、我が国としては、この実験がこの条約の禁止の対象となつてないことが、新たな核兵器の開発を封じることにつながらないとは認識をしておりません。

また、ストックパイロ・スチュワードシップ及びマネジメント計画についてのお尋ねがございました。

この計画は、包括的核実験禁止条約を遵守しながら、米国の保有する既存の核兵器の安全性及び信頼性を確認するなどのために行われるものと私は理解をいたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

このお尋ねは、核不拡散制度の確立を目的としたものといたしましては、別途、核不拡散条約というもののが存在しております。現在、開発途上国を含めて百八十数カ国が加盟しております。この条約にいわゆる敷居国との加盟を促していくことが、御指摘の目的を達成する上で大切ではないかと考える次第でございます。

第三のお尋ねは、検証制度の有効性についてでございましたけれども、この条約では、発効までに、地震、放射性核種、水中音波及び微気圧振動の四種類の監視技術を用いた国際的な監視制度を確立することとされておりまして、今後、包括的核実験禁止条約機関準備委員会といふところにおきまして、これらの技術による監視網の整備などを行っていくこととしておりますし、また、これはほかに、各締約国がそれぞれ独自に有する検証技術も核実験の探知のために利用可能とされておりまして、条約上の制度と相まって核実験抑制を確保し得るものと考えているところでございま

ます。

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 齊藤議員にお答えを申し上げます。

まず第一点は、核兵器の使用・威嚇が国際法違反かどうかというお尋ねがありました。

核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力のゆえに、国際法の思想的基盤にあります人道主義の精神に合致しないと考えております。今後とも、日本国民の核兵器に対する特別な国民感情というものを踏まえ、核兵器のない世界を目指した現実的、着実な核軍縮努力を積み重ねていくことが重要だと我々は考えております。

その意味におきまして、この条約は核兵器のない世界に向けた歴史的な一步、私どもはそのように評価をいたしております。我が国として、今後とも、この包括的核実験禁止条約による国際的な

核実験禁止の枠組みといつものが早期かつ円滑に実現されるよう努力していく考え方であり、ぜひ院の御協力をもお願いを申し上げたいところであります。

また、ASEAN地域フォーラムなどの場を通じまして、インドを含めた国々の間で信頼醸成を行っていこう」と、また、「一国間あるいは多国間のいろいろな場において、粘り強くインドに対する呼びかけを進めていくことが大切だと考えてお

りますけれども、我が国は、本条約、CTBT

官 報 (号外)

に統いてジュネーブ軍縮会議においてカットオフ  
条約交渉が早期に開始され、そして早期にこの話  
がまとまることが大切だと考えておりまして、可  
能な限り早期の交渉開始のために関係各国と協力  
しながら最大限の努力を払つてまいりたいと存じ  
ます。(拍手)

○國務大臣近岡理一郎君登壇) 斎藤議員にお答えい  
たします。

今後のブルトニウム余剰の見通しについてのお尋  
ねであります。一連の事故により直ちに大量の  
ブルトニウムを保有するという状況にはなりま  
せんが、余剰ブルトニウムを持たないとの原則の  
もと、早急に原子力に対する信頼感を回復し、着  
実に利用計画を進めてまいることが重要と考えて  
おります。

また、エネルギー政策立ち上げについてのお尋  
ねであります。我が国の置かれている資源的な  
制約や地球環境保護の観点から、原子力発電及び  
それを支える核燃料サイクルの円滑な展開は今後  
とも重要な認識しております。

事故原因の徹底的な究明、再発防止対策、動燃  
の体質及び組織体制についての抜本的な改革を進  
めるとともに、原子力関係者一同、初心、原点に  
返り、安全の確保と情報公開の重要性について再  
認識することにより、早急に原子力行政に対する  
信頼の回復を図っていくために最大限の努力を傾  
注していかなければならぬと考えております。(拍手)  
議員各位のお力添えをお願いいたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会い

たします。

午後二時十七分散会

出席國務大臣		農林水産委員	
内閣總理大臣	橋本龍太郎君	島田中和徳君	今井宏君
外務大臣	池田行彦君	大島善之君	島理森君
文部大臣	小杉隆君	亀井力君	島砂田圭佑君
農林水産大臣	藤本孝雄君	村岡兼造君	島岸本光造君
労働大臣	岡野裕君	城島正光君	島住博司君
自治大臣	白川勝彦君	仲村正治君	島茂木敏充君
国務大臣	近岡理一郎君	前島秀行君	島白保尚純君
国務大臣	武藤嘉文君	濱田健一君	島濱田台一君
科学技術厅原子 力安全局長	池田要君	岸本光造君	島前島健一君
外務省総合外交 政策局軍備管 理・科学子議官	河村武和君	砂田圭佑君	島砂田圭佑君
文部省高等教育 局长	雨宮忠君	住博司君	島住博司君
文部省高等教育 局长	雨宮忠君	茂木敏充君	島茂木敏充君
安全保険委員	山崎拓君	島津尚純君	島島津尚純君
辞任	稻葉大和君	白保台一君	島白保台一君
補欠	稻葉大和君	村岡兼造君	島村岡兼造君
補欠	稻葉大和君	正光君	島正光君
補欠	稻葉大和君	仲村正治君	島仲村正治君
(議案付託)	山崎拓君	理森君	島理森君
(議案付託)	稻葉大和君	力君	島力君
(議案付託)	山崎拓君	善之君	島善之君
一、昨八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参 議院に通知した。	一、昨八日、委員会に付託された議案は次のとお りである。	一、昨八日、参議院に送付した本院提出案は次の とおりである。	一、昨八日、参議院に送付した本院提出案は次の とおりである。
○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いた しました。	○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いた しました。	○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いた しました。	○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いた しました。
渡辺具能君	補欠	島田中和徳君	島今井宏君
渡辺具能君	補欠	島田中和徳君	島今井宏君
以上三件 通信委員会 付託			
○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会い			

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法  
律案(内閣提出第八五号) 建設委員会 付託

一、昨八日、参議院に送付した本院提出案は次の  
とおりである。

(議案送付)

商法の一部を改正する法律案

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する  
法律案

一、昨八日、参議院に送付した内閣提出案は次の  
とおりである。

電気事業法の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

発信者情報通知役務の利用における発信者の個  
人情報の保護に関する法律案(河村たかし君外  
三名提出)

電気通信事業法の一部を改正する法律案(河村  
たかし君外三名提出)

人情報の保護に関する法律案(河村たかし君外  
三名提出)

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法  
律案(内閣提出第五五号) 建設委員会 付託

一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員  
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員  
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律  
案(内閣提出第七六号)

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律  
案(内閣提出第七六号)

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法  
律案(内閣提出第八五号) 建設委員会 付託

一、昨八日、参議院に送付した本院提出案は次の  
とおりである。

(議案送付)



つ、包括外部監査契約の期間(包括外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。)内にある者をいう。(以下本章において同じ。)又は個別外部監査人(普通地方公共団体と個別外部監査契約を締結し、かつ、個別外部監査契約の期間(個別外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。)内にある者をいう。以下本章において同じ。)は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができます。

(監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮)

第二百五十二条の三十 外部監査人(包括外部監査人及び個別外部監査人をいう。以下本章において同じ。)は、監査を実施するに当たっては、監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るとともに、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

2 監査委員は、監査を実施するに当たっては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(監査の実施に伴う外部監査人の義務)

第二百五十二条の三十一 外部監査人は、外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者的注意をもつて、誠実に監査を行う義務を負う。

2 外部監査人は、外部監査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない。

3 外部監査人は、監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人でなくならぬった後であつても、同様とする。

4 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

5 外部監査人は、監査の事  
（明治四十年法律第四十五号）  
用については、法令により  
とみなす。

**第二百五十二条の三十一** 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。」の

9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくかつたことを告示しなければならない。

10 前項の規定による告示があつたときは、当該告示された者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間は終了する。

人と外部監査契約を締結していることが著しく不適当と認めるときは、外部監査契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得なければならない。

外部監査人が、外部監査契約を解除しようとするとときは、普通地方公共団体の長の同意を得る

5  
外部監査人は、監査の事務に関する限りは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

告示された者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間は終了する。

人と外部監査契約を締結していることが著しく不適当と認めるときは、外部監査契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得なければならない。

外部監査人が、外部監査契約を解除しようとするとときは、普通地方公共団体の長の同意を得る

9 前項の通知があつたときは  
やかに、当該通知があつたとき  
びにその者が外部監査人を特  
つたことを告示しなければなら  
ない。

は、監査委員は、速  
便に監査の事務を補助  
する場合、監査委員は、速  
便に監査の事務を補助す  
ることとし得る。この場合  
においては、あらかじめ監  
査委員の意見を聴くとともに、その意見  
を付けて議会の同意を得なければならぬ。  
外部監査人が、外部監査契約を解除しよう  
するときは、普通地方公共団体の長の同意を得  
なければならない。

は、監査委員は、速  
者の方名及び住所並  
補助する者でなくな  
ならない。

人と外部監査契約を締結していることが著しく不適当と認めるときは、外部監査契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得なければならない。

外部監査人が、外部監査契約を解除しようとするとときは、普通地方公共団体の長の同意を得る

人と外部監査契約を締結不適当と認めるときは、  
ことができる。この場  
じめ監査委員の意見を聴  
を付けて議会の同意を得

していふことが著しく  
外部監査契約を解除す  
合においては、あらかじ  
くともに、その意旨を  
なければならない。  
査契約を解除しようと  
本団体の長の同意を得

していることが著しく外部監査契約を解除する合においては、あらかじめくとともに、その意図をなればならない。

5 外部監査人は、監査の事務の  
第二百五十二条の三十一 外  
事務を他の者に補助させる  
場合においては、外部監査  
の氏名及び住所並びに当該  
者が外部監査人の監査の  
間を告示しなければならな  
くことにより、あらかじめ  
ければならない。

6 監査委員は、前項の規定  
場合には、直ちに当該監査  
の氏名及び住所並びに当該  
者が外部監査人の監査の  
間を告示しなければならな  
くことによるものとする。

7 第一項の規定による協議  
によるものとする。

8 外部監査人は、第一項の  
たるに監査の事務を補助さ  
たときは、速やかに、その  
しなければならない。

部監査人は、監査の事務に関するては、刑法  
による協議が調つた  
ことができる。この  
人は、政令の定める  
監査委員に協議しな  
る。  
正かつ円滑に行われ  
第二項の規定により  
補助する者として告  
外部監査人の監査  
にあるものをいう。  
監督しなければなら  
は、監査委員の合議  
は、二年以下の懲役  
する。  
部監査人の監査の事  
知り得た秘密を漏ら  
人補助者でなくなつ  
その他の罰則の適用  
務に従事する職員と  
規定期により公示され  
せる必要がなくなつ  
公務に従事する職員  
旨を監査委員に通知

9 前項の通知があつたとき  
やかに、当該通知があつたま  
たことを告示しなければなら  
ないにその者が外部監査人を委  
託したことと同様の規定による告示がな  
されれた者が外部監査人の告示  
である期間は終了する。

(外部監査人の監査への協力)

10 第三百五十二条の三十三 普  
通地方公共団体の議会、長より  
部監査人の監査を受けるに當  
ては、外部監査人の監査は、  
は職員は、外部監査人の監査  
遂行に協力するよう努めな  
ば代表監査委員は、外部監  
査委員の監査の事務に支障  
して、監査委員の事務局長、  
又は第百八十一条の三の規定に  
(議会による説明の要旨又は  
第二百五十二条の二十四 普  
通地方法公共団体の議会は  
、会は、外部監査人の監査に當  
めるときは、外部監査人又は  
た者の説明を求めることがで  
人に対し意見を述べることなど  
(外部監査契約の解除)

2 第二百五十二条の三十五 普  
通地方法公共団体の長は  
たときは、当該外部監査人、  
の故障のため監査の遂行に掛  
き、外部監査人にこの法律並  
く命令の規定又は外部監査契  
約を解除しなければなら  
反する行為があると認める。

通地方公共団体が外  
当たつては、当該審  
その他の執行機関又  
査の適正かつ円滑な  
ければならない。  
査人の求めに応じ、  
は外部監査人である  
による職員を外部監  
査のない範囲内にお  
書記その他の職員を  
障のない範囲内にお  
査の適正かつ円滑な  
ければならない。  
意見の陳述)  
は、外部監査人の監  
査し必要があると認  
は外部監査人であつ  
できる。  
は、外部監査人が心身  
堪えないと認めるよ  
右しくはこれに基づ  
約契に係る義務に違反  
きその他の外部監査

人と外部監査契約を締結していることが著しく不適当と認めるときは、外部監査契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得なければならない。

3 外部監査人が、外部監査契約を解除しようとするときは、普通地方公共団体の長の同意を得なければならない。(この場合においては、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

4 前二項の規定による意見は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により外部監査契約を解除したとき、又は第三項の規定により外部監査契約を解除されたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、速やかに、新たに外部監査契約を締結しなければならない。

6 外部監査契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

### 第二節 包括外部監査契約に基づく監査

(包括外部監査契約の締結)

第一百五十二条の三十六 次に掲げる普通地方公共団体(以下「包括外部監査対象団体」という。)の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。

この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

一 都道府県  
二 政令で定める市  
三 前号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを案例により定めたもの

3 第一項の規定により包括外部監査契約を締結する場合において、包括外部監査対象団体は、連続して四回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

4 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払べき監査に要する費用の額の算定方法
- 3 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの
- 4 包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約を締結したときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項その他の政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。
- 5 包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づき監査を行うべき会計年度の末日とする。
- 6 包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない。
- 7 包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約(包括外部監査人の監査)

第一百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十三項及び第十四項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たつては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十三項及び第十四項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。

3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回

以上第一項の規定による監査をしなければならない。

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができる」とができることを条例により定めることができる。

5 包括外部監査人は、包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会又は委員に提出しなければならない。

6 包括外部監査人は、監査の結果に係る報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に關する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会その他の法令若しくは条例に基づく委員会若しくは委員会又は委員に提出しなければならない。

7 第二節 個別外部監査契約に基づく監査(第七十五条の規定による監査の特例)

第一百五十二条の三十九 第七十五条第一項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の同項の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、同項の請求をする場合において、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

8 第五項の個別外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

1 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請

出することができる。

3 監査委員は、前条第五項の規定により監査の結果に關する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。

4 監査委員は、包括外部監査人の監査の結果に關し必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員にその意見を提出することができる。

5 第一項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に關する報告の提出を受けた包括外部監査委員会の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会その他の法令若しくは条例に基づく委員会若しくは委員会又は委員に提出しなければならない。

7 第三節 個別外部監査契約に基づく監査(第七十五条の規定による監査の特例)

第一百五十二条の三十九 第七十五条第一項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の同項の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、同項の請求をする場合において、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

8 第五項の個別外部監査契約に基づく監査の結果に關する報告に添えてその意見を提

監査によることが求められた第七十五条第一項の請求(以下本条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」という。)については、第七十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

3 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちに、政令の定めるところにより、請求の要旨を公表するとともに、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を付けて、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。

5 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての議会の議決を経た場合においては、当該普通地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めなければならない。

6 前項の個別外部監査契約を締結する場合においては、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

7 第三項又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

8 第五項の個別外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。



る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十一第三項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十一第一項に規定する長からの個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、

当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、長からの個別外部監査の要求に係る事項につき監査しなければならない。

6 第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、長からの個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、

第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

(第二百五十二条第七項の規定による監査の特例)

第二百五十二条の四十一 普通地方公共団体が第二百五十二条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四十五条の二第三項の規定に基づく監査によることの請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることが求められるもの

の受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四十五条の二第三項の規定に基づく監査によることの請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることが求められるものと読み替えるものとする。

できる」とを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付し、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第二百五十九条第七項の要求(以下本条において「財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」といふ)については、同項の規定にかかるわらず、監査委員は、当該財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項について監査は行わない。

3 財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 第二百五十二条の三十九第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」と、「長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し」とあるのは

「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とある。

5 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、

当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る監査によることを決定する。

6 第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項について監査しない。

(第二百五十二条第七項の規定による監査の特例)

第二百五十二条の四十二 第二百四十一条第一項の請求に係る監査に代えて契約に基づく監査によることが求められるものと、同条第五項中「事務の監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る」と読み替えるものとする。

(住民監査請求等の特例)

第二百五十二条の四十三 第二百四十一条第一項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることが認められるものと、同条第五項中「事務の監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る」と読み替えるものとする。

(住民監査請求等の特例)

第二百五十二条の四十四 第二百四十一条第一項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることが認められるものと、同条第五項中「事務の監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る」と読み替えるものとする。

(住民監査請求等の特例)

第二百五十二条の四十五 第二百四十一条第一項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めるところに

あるのは「第二百五十二条の四十一第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求について」と、「事務の監査の監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の請求に係る」とい

るもの等に係る個別外部監査の要求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十一第三項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十一第一項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」とあるのは「第二百五十二条の四十一第一項の請求(以下本条において「住民監査請求に係る個別外部監査の請求」とい

う)」があつた場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知をした旨を、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に直ちに通知しなければならない。

3 第二百五十二条の三十九第五項から第十一項までの規定は、前項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査による」とあるのは「同項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、

当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る監査を行い、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを監査委員に提出しなければならない。

7 6 日」と、「監査又は」とあるのは「請求に理由がない旨の決定又は」とする。  
第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第五項の規定は、住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、同条第一項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。  
主民監査請求に係る個別外部監査の請求があ

ののほか、外部監査契約に基づく監査に関する必要な事項その他本章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

号の次に次の「一」号を加える。

四 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の定めるところにより、市町村が行う業務の実施に関して市町村相互間の連絡調整等を行い、及び栄養指導員をして住民の健康の保持増進を図るために必要な栄養指導をさせる等の事務を行うこと。

別表第一第八号の二の次に次の「一」号を加える。

八の三 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二号)の定めるところにより、都道府県分別収集促進計画を定めること。

八の四 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の定めるところにより、分別基準適合物を保管する施設の指定について意見を述べること。(都が特別区の左する区域において処理する場合に限る。)

別表第一中第十四号の三を第十四号の四とし、第十四号の二を第十四号の三とし、第十四号の次に次の「一」号を加える。

十四の一 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)の定めるところにより、人材確保支援などを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行ふことを計画を定めること。

別表第一第二十号の四中「妊娠婦等に対しても必要な保健指導を行い、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行ふことを計画を定めること。

(個別外部監査契約の解除)  
第二百五十二条の四十四 第二百五十二条の三十一  
五第二項、第四項及び第五項の規定は、個別外部監査人が第二百五十二条の二十九の規定により監査することができなくなったと認められる場合について準用する。

#### 第四節 雜則

(一部事務組合等に関する特例)  
第二百五十二条の四十五 第二節の規定の適用については、一部事務組合又は広域連合は、第二百五十二条の三十六第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村とみなす。

等駐車場」に改め、同表中第二号の十一を第一号の十三とし、第二号の十一を第二号の十二とし、第二号の十の次に次の一号を加える。

（二）十一 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）の定めるところにより、指定水域又は指定地域の指定等について意見を述べ、水質保全計画を定め、及び水質保全計画に基づく事業を実施すること。

別表第一第三号を削り、同表第四号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、「及び」を削り、「負担する」を「負担」とし、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務

一號の定めることにより、人材確保支援計画を定めること。

別表第一第二十号の四中「妊娠婦等に対しても必要な保健指導を行い、医師等の保健指導を受けることを奨励し、又は保健婦等をして訪問指導を行わせ、三歳児の健康診査を行い、及び」を「市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関して市町村相互間の連絡調整等を行い、未熟児の保護者に対する保健婦等をして訪問指導を行わせ、「に」「行う」を「行い、及び市町村の支弁する健康診査に要する費用の一部を負担する」に改め、同表第二十一号の四中「及び」を削り、「行う」を「行い、及び障害者雇用支援センターの指定等に関する事務を





別表第一第二号中「十五の二十九」を「十五の二十九」とし、「十五の二十七」を「十五の二十九」とし、「九の十一」の次に次のように加える。  
 「十五の二十六」を「十五の二十七」とし、「十五の二十五」を「十五の二十六」とし、「十五の二十四」を  
 「十五の二十五」とし、「十五の二十三」を「十五の二十四」とし、「十五の二十」を「十五の二十三」と  
 し、「十五の二十一」を「十五の二十二」とし、「十五の二十」を「十五の二十一」とし、「十五の十九」を  
 「十五の二十」とし、「十五の十八」を「十五の十九」とし、「十五の十七」を「十五の二十」とし、「十五の  
 十六」を「十五の十七」とし、「十五の十五」を「十五の十六」とし、「十五の十四」を「十五の十五」とし、  
 「十五の十三」を「十五の十四」とし、「十五の十一」を「十五の十三」とし、「十五の十」の次に次のように  
 加える。

(号外) 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の定めるところにより、被災市街地復興土地区画整理事業等を施行し、及び被災市街地復興土地区画整理事業等の施行について協議すること。

別表第一第二号「十六の四中「定めることにより、」の下に「共同溝整備道路の指定について意見を述べ、並びに」を加え、「行なうを「行う」に改める。

別表第一第二号中「十六の十二」を「十六の十四」とし、その次に次のように加える。

(二十六の十五) 建築物の耐震改修の促進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定建築物の所有者に対し必要な指示を行い、及び特定建築物の所有者から必要な報告を求め、又は職員をして特定建築物等に立入検査させる等の事務を行い、並びに建築物の耐震改修の計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から認定建築物の耐震改修の状況について報告を求め、及び認定計画に従つて認定建築物の耐震改修を行つていないと認めるときにその改善に必要な措置を命ずること。(建築工事を置く市町村に限る。)

別表第一第二号中「十六の十一」を「十六の十三」と、「十六の十一」を「十六の十二」と、「十六の十」を「十六の十一」とし、「十六の九」を「十六の十」とし、「十六の八」を「十六の九」とし、「十六の七」を「十六の八」とし、「十六の六」を「十六の七」とし、「十六の五」を「十六の六」とし、「十六の四」の次に次のように加える。

(二十六の五) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、電線共同溝整備道路の指定について意見を述べ、並びに市町村道に電線共同溝を建設し、当該電線共同溝を管理し、及び当該電線共同溝の占用の許可等に関する事務を行ふこと。

別表第一第二号「十九の七中「重要文化財」を、「並びに」の下に「登録有形文化財」を、「並びに」の下に「重要文化財以外の有形文化財の文部大臣の登録等について又は」を加える。

別表第三第一号「九の四中「ばい煙排出者等から」を「ばい煙発生施設を設置している者等から」に改

め、同号中「九の十四」を「九の十五」とし、「九の十二」を「九の十四」とし、「九の十一」の次に次のように加える。  
 (九の十二) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の定めるところにより、特定排水基準及び構造等基準を定め、特定施設等の設置等の届出を受理し、特定施設等の構造等の改善その他必要な措置を勧告し又は命じ、並びに特定施設等の設置者から必要な報告を求め、又は職員をして特定施設等の設置場所に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号「十一」中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同号「十一」中「昭和二十七年法律第二百四十八号」を削り、同号「十四」中「都道府県」の下に「又は保健所を設置する市」を加え、同号中「十九」を削り、「十九の二」を「十九」とし、同号「三十」中「弁明を行うべき吏員を指定する」を「意見の聴取又は弁明の聴取を行う」に改め、同号「五十七の三」中「変更」の下に「代表する理事又は」を加え、「役員又は」を「役員若しくは」に改め、同号中「五十七の四」を「五十七の五」とし、「五十七の三」の次に次のように加える。

(五十七の四) 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、認定を受けた中小企業団体が行う労働者の募集時期等に関する届出の受理等の事務を行うこと。

別表第三第一号「五十八の三」中「昭和四十六年法律第六十八号」を削り、「行う」を「行い」、及び高齢者職業経験活用センター等からの無料の職業紹介事業を行う旨の届出を受理する」に改め、同号中「五十九」を削り、「五十九の二」を「五十九」とし、「五十九の三」を「五十九の二」とし、「五十九の四」を「五十九の三」とし、「五十九の五」を「五十九の四」とし、「五十九の六」を「五十九の五」とし、「五十九の七」を「五十九の六」とし、「五十九の八」を「五十九の七」とし、「五十九の九」を「五十九の八」とし、「六十三の五」を「六十三の六」とし、「六十三の四」を「六十三の五」とし、「六十三の三」の次に次のように加える。

(六十三の四) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の定めるところにより、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針の作成及び市町村計画の承認に関する事務を行い、農林漁業体験民宿団体を指定し、並びにこれらの者から報告を求める、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号「六十八の三」中「農水産業協同組合の合併」を「農水産業協同組合等の合併」に改め、同号「八十」を次のように改める。

(八十) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、販売業者の登録に関する事務を行い、販売業者に対して業務の停止若しくはその業務を停止する事務を行つことを命じ、又は登録を取り消し、販売業者が作成する事業報告書

を受理し、及び販売業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその営業所等に立入検査させ、並びに市町村別予定計画出荷数量及び市町村別予定政府買入数量を決定する等の事務を行うこと。

別表第三第一号中〔八十〕を削り、〔八十一〕を〔八十〕とし、同号〔八十九〕中〔昭和二十三年法律第二百四十二号〕の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同号〔九十四〕中定めるところによりの下に

「製造者及び特定計量器を使用する事業所の指定等に関する事務を行いを加え、同号〔九十八〕中「設立定款の変更」を「設立又は定款の変更、信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け」に、「合併」を「合併等」に改め、同号〔中〕〔九十八〕の〔二〕を削り、〔九十八〕の〔三〕を〔九十八〕の〔二〕と

し、〔九十八〕の〔五〕を〔九十八〕の〔四〕とし、同号〔九十九〕中「変更」の下に「代表する理事若しくは常務に従事する役員若しくは参事の兼職」を加え、同号〔百〕中「国内旅行業及び国内旅行業者を所属旅行業者とする旅行業代理店業」を「旅行業、本邦外の主催旅行を実施しないものに限る。」及び「旅行業者代理業」に改め、「受託契約の届出の受理を削り、「旅行業者の団体」を「旅行業者等の団体」に、「国内旅行業者等」を「旅行業者等」に改め、同号〔百七〕中「及び仮設工事」を削り、〔百十五〕の〔八〕を〔百十五〕の〔九〕とし、〔百十五〕の〔七〕を〔百十五〕の〔八〕とし、〔百十五〕の〔六〕を〔百十五〕の〔七〕とし、〔百十五〕の〔五〕を〔百十五〕の〔六〕とし、〔百十五〕の〔四〕を〔百十五〕の〔五〕とし、〔百十五〕の〔三〕の次に次のように加える。

〔百十五〕の〔四〕 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、一般国道に電線共同溝を建設し、当該電線共同溝の占用の許可等に関する事務を行ふこと。

〔百十六〕の〔三〕 被災市街地復興特別措置法の定めるところにより、被災市街地復興推進地域内において土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命ずる等の事務を行ふこと。

〔百十九〕の〔四〕 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の定めるところにより、不動産特定共同事業の許可及び不動産特定共同事業者名簿に関する事務を行い、並びに不動産特定共同事業者に対して必要な指示をし、又はその業務の停止若しくは業務管理者の解任を命じ、及び不動産特定共同事業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号中〔百十六〕の〔三〕を〔百十六〕の〔四〕とし、〔百十六〕の〔二〕の次に次のように加える。  
 〔百十九〕の〔三〕 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の定めるところにより、不動産特定共同事業の許可及び不動産特定共同事業者名簿に関する事務を行い、並びに不動産特定共同事業者に対して必要な指示をし、又はその業務の停止若しくは業務管理者の解任を命じ、及び不動産特定共同事業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査せらる命令、勧告、指示その他の処分の告知に関する事務を行ふことを削る。  
 別表第三第三号〔一〕中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改め、同号〔中〕〔四〕を〔五〕とし、〔三〕を〔四〕とし、〔二〕の次に次のように加える。

(三) 政党助成法(平成六年法律第五号)の定めるところにより、政党の支部の支部政党交付金についての支部報告書を受理し、及び当該支部報告書を閲覧に供する等の事務を行ふこと。

別表第四第一号〔一〕の〔二〕、〔一〕の〔三〕及び〔一〕の〔四〕中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号〔一〕中

〔二〕の〔六〕中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号〔一〕の〔七〕中「政令で定める市」を「指定都市及び中核市」に改め、同号〔三〕の〔二〕中「健康診断、死体検査、汚染物件の処分、井戸、溝等の新設、改築等の命令又は使用の停止、遊泳の制限等予防上必要な措置を講ずる」を「予防方法を施行する必要があると認める伝染病が発生したときはその旨を主務大臣に報告し、伝染病が流行し、又は流行のおそれがある場合において船舶、汽車、電車の検疫を実施し、その他健康診断、死体検査、交通しや断、地区隔離、集会の制限又は禁止、汚染物件の処分、漁ろう、遊泳又は水の使用制限等予防上必要な措置を講じ、伝染病に汚染した建物の処分を行い、及び主務大臣の命を受けて他の都道府県又は保健所を設置する市に応援のため防疫員を派遣する」に改め、同号〔四〕の〔二〕中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号〔六〕中「定めるところにより、」の下に「医師及び歯科医師でない者の診療所の開設又は助産婦の助産所の開設等の届出を受理し、並びに」を、「検査させる」の下に「等必要な措置を講ずる等の事務を行ふ」を加え、同号〔十六〕の〔二〕及び〔十六〕の〔三〕中定めるところによりの下に「、施術所の開設等の届出を

受理し」を加え、同号〔十六〕の〔四〕中「定めるところにより、」の下に「衛生検査所の登録に関する事務を行い、登録を受けた衛生検査所の開設者に対してその構造設備等の変更その他必要な指示をし、その業務の停止を命じ、及び」を加え、同号〔十六〕の〔五〕中「定めるところにより、」の下に「歯科技工所の開設に関する届出を受理し、歯科技工所の構造設備の改善及びその使用の禁止を命じ、並びに」を加え、同号〔十六〕の〔五〕の次に次のように加える。

〔十六〕の〔六〕 薬事法の定めるところにより、卸売一般販売業以外の一般販売業及び特例販売業の許可に関する事務を行い、卸売一般販売業以外の一般販売業者等に対して業務の停止、薬剤師の増員、構造設備の改築等を命じ、医薬品等を業務上取り扱う者に対して医薬品等の廃棄、回収等の措置をとるべきことを命じ、又は職員をして廃棄、回収等の処分をさせ、並びに薬局開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして薬局等に立入検査させる等医薬品等の取締り上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号〔十七〕中「実施する」を「実施し、社会福祉法人の設立、定款の変更、合併等の認可に関する事務を行い、社会福祉法人から必要な報告を徵し、又は職員をして業務及び財産の状況を検査させ、並びに社会福祉法人に対して業務の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、及び解散を命ずる」に改め、同号〔中〕〔十九〕の〔十〕を〔十九〕の〔十一〕とし、〔十九〕の〔十〕を〔十九〕の〔十一〕とし、〔十九〕の〔九〕を〔十九〕の〔八〕とし、〔十九〕の〔八〕を〔十九〕の〔九〕とし、〔十九〕の〔七〕を〔十九〕の〔八〕とし、〔十九〕の〔六〕の次に次のように加える。



部数を超えて局部を置こうとする場合の手続を簡素化するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の目的及び要旨

本案は、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るために、地方制度調査会の答申にのっとり、外部監査契約に基づく監査に係る制度を創設し、あわせて監査委員に係る制度の充実を図るとともに、都道府県が法定の局部数を超えて局部を置いておける場合の手続を簡素化する等の措置を講じようとするものであって、その要旨は次のとおりである。

#### 1 外部監査に関する事項

##### (一) 外部監査原則

「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいうこと。

ア 「包括外部監査契約」とは、都道府県、政令で定める市又は契約に基づく監査を受けることを条例により定めた

市町村が、(2)の者の監査を受けるとともに監査結果報告の提出を受けることを内容とする契約であって、この法律の定めるところにより、毎会計年度、当該監査を行う者と締結するものをいふこと。

イ 「個別外部監査契約」とは、個別外部監査契約に基づく監査によることができることを条例により定める地方公共

団体において、議会、長又は住民から監査の請求又は要求があった場合に、(2)の者の監査を受けるとともに、監査結果報告の提出を受けることを内容とする契約であって、この法律の定めるところにより、当該監査を行ふ者と締結するものをいうこと。

ア 地方公共団体が外部監査契約を締結する者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営

に関し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士又は監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもののいずれかに該当するものとすること。

イ 地方公共団体が外部監査契約を締結してはならない者を定めること。

ア 外部監査人は、監査を行うに当たっては、監査委員と相互の連絡を図るとともに、それぞれの監査の実施に支障を來さないよう配慮しなければならないこと。

イ 監査の実施に伴う外部監査人の義務を定めること。

ウ 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができること。

##### (4) 外部監査人と当該地方公共団体との関係

の執行機関又は職員は、監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならないこと。

イ 代表監査委員は、外部監査人の求めに応じ、職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができること。

ウ 議会は、外部監査人の監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもののいずれかに該当するものとすること。

イ 地方公共団体が外部監査契約を締結してはならないものとし、この場合には、監査委員の意見を聞くとともに議会の議決を経なければならないこと。

ア 外部監査対象団体は、連続基づく監査を受けることを条例で定める市町村の長は、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を速やかに締結しなければならないものとし、この場合には、監査委員の意見を聞くとともに議会の議決を経なければならぬこと。

ア 包括外部監査契約に基づく監査の実施について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることができる」ことを条例で定める地方公共団体の住民等が監査の請求又は要求をする場合の手続の特例を定めること。

ア 第七十五条第一項の請求(選挙権を有する者からの事務監査請求)に係る監査

イ 第九十八条第一項の請求(議会からの監査の請求)に係る監査

ウ 第百九十九条第六項の請求(長からの監査の要求)に係る監査

エ 第百九十九条第七項の請求(長からの監査の要求)に係る監査

オ 第二百四十一条第一項の請求(住民からの監査の請求)に係る監査

カ 個別外部監査の契約締結手続、監査人

の権限、義務等は、包括外部監査に準じること。

員会等に提出しなければならず、その場合、監査委員は、その報告を公表しなければならないこと。

ア 監査結果報告の提出を受けた議会、長又は関係委員会等が、当該結果に基づき、又は当該結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員はその旨を公表しなければならないこと。

イ 監査結果報告の提出を受けた議会、長又は関係委員会等が、当該結果に基づき、又は当該結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員はその旨を公表しなければならないこと。

ア 監査結果報告の提出を受けた議会、長又は関係委員会等が、当該結果に基づき、又は当該結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員はその旨を公表しなければならないこと。

イ 監査結果報告の提出を受けた議会、長又は関係委員会等が、当該結果に基づき、又は当該結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員はその旨を公表しなければならないこと。

## 2 監査委員に関する事項

(+) 監査委員の定数を町村にあっては一人とする」と。

(-) 監査委員のうち当該地方公共団体の退職職員から選ばれる者については一人を上限とすること。

(+) 監査結果報告の提出を受けた議会、長又は関係委員会等が、当該監査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員はその旨を公表しなければならないこととする。

(+) 都道府県が法定の局部数を超えて局部を設置することとする」と。

(+) 町村にも監査委員事務局を設置することができる」と。

(+) その他の事項

(+) 都道府県が法定の局部数を超えて局部を設置こうとする場合の事前の自治大臣への協議を届出に改めること。

(+) 法令の制定・改廃に伴う、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加えるものとすること。

(+) この法律は、公布の日から施行すること。ただし、監査委員に関する事項については平成十年四月一日から、外部監査に関する事項については公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行すること。

## 二 議案の修正議決理由

地方公共団体の行政体制の整備を図る等の見地から、外部監査契約に基づく監査に係る制度を創設し、あわせて監査委員に係る制度の充実

を図る等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認めるが、地方公共団体が外部監査契約を締結できる者については追加修正することとする。

なほ、本案に対し、民主党提案の住民監査請求の請求期間の延長等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年五月八日

地方行政委員長 穂積 良行

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

## (外部監査契約)

第二百五十二条の二十七 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別

外部監査契約をいう。

第二百五十二条の三十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体が、第二条第十三項及び第十四

この法律において「包括外部監査契約」とは、普通地方公共団体 第百九十九条第六項の要

求(当該普通地方公共団体の長からの要求に

限る。以下本章において同じ)。

四 第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体 第九十八条第二項の請求

三 第二百五十二条の四十一第一項に規定する普通地方公共団体 第百九十九条第六項の要

求(当該普通地方公共団体の長からの要求に

限る。以下本章において同じ)。

四 第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体 第百九十九条第七項の要

求

五 第二百五十二条の四十三第一項に規定する普通地方公共団体 第二百四十二条第一項の請求

(外部監査契約を締結できる者)

第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営

に関する意見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

この法律の定めるところにより、毎会計年

度、当該監査を行う者と締結するものをいう。

3 この法律において「個別外部監査契約」とは、

次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各

号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項〇又は第一項

規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行ふ者と締結するものをいう。

一 第二百五十二条の三十九第一項に規定する普通地方公共団体 第七十五条第一項の請求

二 第二百五十二条の四十第一項に規定する普通地方公共団体 第九十八条第二項の請求

三 第二百五十二条の四十一第一項に規定する普通地方公共団体 第百九十九条第六項の要

求(当該普通地方公共団体の長からの要求に

限る。以下本章において同じ)。

四 第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体 第百九十九条第七項の要

求

五 第二百五十二条の四十三第一項に規定する普通地方公共団体 第二百四十二条第一項の請求

(外部監査契約を締結できる者)

第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営

に関する意見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

この法律の定めるところにより、毎会計年

度、当該監査を行う者と締結するものをいう。

3 この法律において「個別外部監査契約」とは、

次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各

者を含む。)

三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの

普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかるわらず、同項の識見を有する者であつて税理士(税理士となる資格を有する者を含む。)であるものと外部監査契約を締結することができる。

2 前〇一項の規定にかかるわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

三 破産者であつて復権を得ない者

四 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

五 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又は公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)〇又は税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)〇の規定による懲戒处分により、弁護士会からの除名又は公認会計士の登録の抹消〇(は税理士の業務の禁止)

処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの(これら法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。)

官 報 (号 外)

- 六 懲戒処分により、弁護士又は公認会計士○  
又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
- 七 当該普通地方公共団体の議会の議員
- 八 当該普通地方公共団体の職員
- 九 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者
- 十 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、副出納長若しくは副収入役又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者
- 十一 当該普通地方公共団体に対し請負(外部監査契約に基づくものを除く)をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人
- (外部監査契約の解除)

第二百五十二条の二十五 普通地方公共団体の長は、外部監査人が第一百五十二条の二十八第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき

○(同条第三項の規定により外部監査契約が締結された場合に○、又は同条第一項各号のいずれかに該当するあつては、税理士税理士となる資格を有する者を含む。)でなくつたとき、当該外部監査人と締結している外部監査契約を解除しなければならない。

(別紙)

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公共団体の適正な行政運営に資す

六 懲戒処分により、弁護士又は公認会計士○

又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

七 当該普通地方公共団体の議員

八 当該普通地方公共団体の職員

九 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者

十 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、副出納長若しくは副収入役又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

十一 当該普通地方公共団体に対し請負(外部監査契約に基づくものを除く)をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人

(外部監査契約の解除)

第二百五十二条の二十五 普通地方公共団体の長は、外部監査人が第一百五十二条の二十八第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき

○(同条第三項の規定により外部監査契約が締結された場合に○、又は同条第一項各号のいずれかに該当するあつては、税理士税理士となる資格を有する者を含む。)でなくつたとき、当該外部監査人と締結している外部監査契約を解除しなければならない。

(別紙)

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公共団体の適正な行政運営に資す

るため、次の事項について善処すべきである。

一 地方行政の公正と能率を確保し、住民の信頼・負託に応えるため、地方公共団体が自ら厳

格なる姿勢をもつて行政運営及び予算執行の適

正化に努めるよう、助言等的確な措置を講ずること。

二 外部監査の独立性・専門性・実効性を一層強

化するため、地方公共団体の共同の外部監査機構の設置について、外部監査制度の導入後の状況を踏まえ、さらに検討すること。

三 外部監査制度の導入とあいまって、地方行財政の効率化、透明化を図り、住民の信頼を高め

るために、現行の監査委員制度についても専門性・独立性を高める観点から見直すとともに、住民監査請求や情報公開等の在り方について改善策を検討すること。

四 外部監査制度の実施に当たっては、より多く の地方公共団体においてその円滑な導入が図られるよう、国民への制度の周知徹底等、環境整備に努めること。

右決議する。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月二十六日

参議院議長 斎藤 十朗

水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び同報生書

十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條の二 前条第一項第二号の事業を行う組合の出資(第十九条の二第二項の回転出資金を除く)の総額は、政令で定める区分に応じ、政

令で定める額以上でなければならない。

前項の政令で定める額は、二千万円(組合員を除く)の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円)を下回つてはならない。

(信用事業規程)

第二十二条の二 組合は、第十一条第一項第一号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。

前項の信用事業規程には、信用事業第十一条第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む)並びに同条第三項及び第四項の事業をいう。第十一条の五、第四十一条第一項第五号、第五十条第三号の二、第五十四条の二、第五十八条の一、第一百一十三条の二第一項及び第三項、第一百一十七条第一項並びに第一百三十条第一項第十号において同じ)の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

信用事業規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第一項及び前項の認可の申請は、申請書に主務省令で定める書類を添えてしなければならぬ。

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度)

第十一條の四 組合は、第十一条第九項の規定により貸付けを行う場合において、一事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する

貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額が当該事業年度の最高限度に達する。

組合員以外の者に対する貸付けの総額が当該事業年度の最高限度に達する。

貸付けの総額に政令で定める割合を乗じて得た額を超えることとなるときは、毎事業年度、当該事業年度における組合員及び他の組合の組合員に対する

い。

3 信用事業規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第一項及び前項の認可の申請は、申請書に主務省令で定める書類を添えてしなければならぬ。

第一項及び前項の認可の申請は、申請書に主務省令で定める書類を添えてしなければならぬ。

第一項及び前項の認可の申請は、申請書に主務省令で定める書類を添えてしなければならぬ。

い。

官 報 (号 外)

併をし又は営業を譲り受けたことにより当該組合の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

ればならない。

11 組合及びその子会社又は当該組合の子会社が  
株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株

第三十九条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項中「共済規程、内国為替取引規程及び信託業務規程」を「信用事業規程及び共済規程」に改め、同条第四項中「債権者は」の下に「いつでも、理事に対し」を、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同項に後段として次のように加える。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週間以内に、第一項の附屬明細書を監事に提出しなければならない。

5 第一項の組合の監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払

について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与については、適用しない。

前一項に定めるもののほか、第一項に規定する出資金及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、主務省令で定める。

第三十六条の二から第三十六条の五までを削る。  
第三十四条の見出しが「(役員)」に改め、同条に  
次の三項を加える。

## 第十一條第一項第二号の事業を行う組合(政

令で定める規模に達しない組合を除く。)にあつては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合

員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しく

は使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合又はその子会社（組合が株式会社の

発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株

式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社をいう。次項において同じ。)の理事若しくは取締役又は使用人でなかつたものでなく

ればならない。

組合及びその子会社又は当該組合の子会社が株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式又は有限会社の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合における当該株式会社又は有限会社は、前項の規定の適用については、当該組合の子会社とみなす。

第十一条第一項第二号の事業を行う組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。)は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならぬ。

第三十五条の次に第一条を加える。

(役員等の兼職又は兼業の制限)

第三十五条の二 第十一条第一項第二号の事業を行う組合を代表する理事並びに当該組合の常務に従事する役員及び当事者は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

第三十七条第一項中「共済規程、内国為替取引規程、信託業務規程」を「信用事業規程、共済規程」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事事が第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をして怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

その記載、登記又は公告をしたことについて注

第三十九条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第一項中「共済規程、内国為替取引規程及び信託業務規程」を「信用事業規程及び共済規程」に改め、同条第四項中「債権者は」の下に「いつでも、理事に対し」を、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第四十条の見出しを削り、同条第一項中「理事」の下に「(第十一條第一項第二号の事業を行う組合の理事)を除く。次項において同じ。」を加え、「第十一條第一項第三号」を「同条第一項第三号」に改め、同条第二項中「債権者は」の下に「いつでも、理事に対し」を、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第四十条の前に見出しとして「決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等」を付する。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 理事(第十一條第一項第二号の事業を行う組合の理事に限る。(以下この条及び次条において同じ。)は、事業年度とともに、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会会の承認を受けなければならない。

前項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

理事は、通常総会の日の七週間前までに、第一項の書類(附属明細書を除く。)を監事に提出しなければならない。

4 理事は、前項の書類を提出した日から三週間に以内に、第一項の附屬明細書を監事に提出しなければならない。

5 第一項の組合の監事は、第三項の書類を受領した日から四週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。

6 前項の監査報告書については、商法第二百八十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項第九号中「第二百八十二条第一項」とあるのは、「水産業協同組合法第四十一条第一項」と読み替えるものとする。

7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出しなければならない。

8 理事は、通常総会の日の二週間前から、第一項の書類及び監査報告書を五年間主たる事務所に、その謄本を三年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

9 第一項の組合の組合員及び債権者は、いつでも理事に対し前項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

10 第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法は、主務省令で定めることの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。

第四十一条の次に次の二条を加える。

(事業別損益を明らかにした書類の作成等)

第四十一条の二 理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、主務省令で定める事業区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。



官 報 (号 外)

百八十五条、第二百八十五条ノ一、第二百八十五条ノ二、五百八十七条ノ四から第一二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二の規定は同号の事業を行う組合の計算について準用する。この場合において、同法第一百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(水産業協同組合法第三十四条第十一項に規定する組合)」と、同法第二百八十六条中「第五百六十八条第一項第七号及第八号」ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出しシタル金額並ニあるのは漁業協同組合ノ負担ニ帰すべき設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

第五十五条第一項中「行なわない」を「行わない」に、「本条」を「この条」に改め、「十分の一」の下に「(同項第一号の事業を行う組合にあつては、五分の一)」を加え、同条第二項中「二分の一」の下に「(第十一条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、出資総額)」を加える。

第五十七条の三中「第十五条の四」を「第十二条の六、第十五条の四」に、「第十六条の五及び第五十五条」を及び第五十四条の四に改める。

第六十二条第六項中「商法」の下に「第二百三十七条ノ三」を、「」の場合においての下に「同法第二百三十七条ノ三中「取締役及監査役」とあるのは「発起人及取締役」を加える。

第六十八条第三項中「第六十四条第一号」を「第六十四条(第一号)を除く。」に改める。

第七十七条中「、第二百三十八条」を「から第二百三十八条」に改める。

「十八条まで」に改め、「清算について」の下に、「第三十五条の二第一項を、「第二百五十四条第三項」の下に、「第二百五十四条ノ一」を加え、「二百五十九条」を削り、「貸借対照表」との下に、「第四十一条第一項中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同条第三項中「七週間」とあるのは「五週間」と、同条第四項中「前項の書類を提出した日から三週間以内」にあるのは「通常総会の日の三週間前まで」と、同条第八項中「一週間」とあるのは「一週間」と、「五年間主たる事務所に、その謄本を三年間從たる事務所に」とあるのは「主たる事務所に」と、同条第五项中「事業報告書、貸借対照表、損益計算書」とあるのは「事務報告書、貸借対照表」と、同法第二百五十四条ノ二第二号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」とを加え、「除外」を「除く」に改める。

に前項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項第八号に規定する会員の監査の事業を行ふ連合会であつて、全国の区域を地区とし、かつ、同項第一号の事業を行う連合会を会員とするもの(次条において「全国連合会」という)は、同項第八号に規定する会員の監査の事業のほか、第四十一条の三第一項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特定組合の監査の事業を行ふものとする。

第八十七条の二第一項中「会員の監査」の下に「又は同条第八項に規定する特定組合の監査」を加え、同条に次の一項を加える。

3 全国連合会は、その行う特定組合の監査に關し公認会計士又は監査法人が公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第一条第一項又は第二項の業務を行ふ旨の契約を、公認会計士又は監査法人と締結しなければならない。

第八十七条の三第一項中「第十八条の五第一項」を「第十二条の六第一項」に改め、同条第一項中「第十六条の五第一項ただし書」を「第十二条の六第一項ただし書」に改め、同条第五項中「第十六条的第一項」を「第十二条の六第一項」に改める。

第九十一条の二第三項中「第六十四条第一号」を「第六十四条(第二号を除く。)」に改める。

第九十二条第一項中「もののほか」の下に「第十二条の二から第十二条の五まで」を加え、「第十六条から第十六条の四まで」を「及び第十六条」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十二条の二第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第

一項第一号」と、同条第二項中「二千万円(組合員を除く)」の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千円」とあるのは「一億円」と、第十一条の三第一項中「第十一条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、同条第二項及び第十二条の五中「第十二条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」と、同項中「同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第四項及び第五項」と、第十二条の四中「第十二条第九項」とあるのは「第八十七条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所属員及び他の連合会の所属員」と、第十二条第一項中「第十二条第五号」とあるのは「第八十七条第一項第六号」と、「組合員」とあるのは「所属員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十六条第一項中「第十二条第一項第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

第九十二条第三項中「、第八項及び第九項」を「及び第八項から第十二項まで」に改め、「第三十一条から」の下に「第四十一条まで、第四十二条の三から」を加え、「第五十五条から」を「第五十四条の四から」に、「第四十七条中」を「同条第十項及び第十二条、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条の三第一項、第四十四条、第五十四条の四、第五十五条第二項

官 報 (号 外)

並びに第五十八条の二「中「第十一項第一項第一号」とあるのは第八十七条第一項第二号」と、第三十四条第十項及び第十二項中「組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。)とあるのは「連合会」と、同条第十項中「組合員又は當該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の二第一項中「組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。)とあるのは「連合会」と、第十七条中「、「第五十五条第一項」を「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「漁業協同組合連合会」と、第五十五条第一項」に改め、「、第五十八条の二「中「第十一項第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」とを削る。

第九十六条第一項中「第十二条から」を「第十二条の二から」に、「第十六条の五まで」を「第十六条まで」に改め、同項後段を次のように改める。  
この場合において、第十一條の二第一項中「前条第一項第一号」とあり、及び第十一條の三第一項中「第十一條第一項第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号」と、同条第二項、第十一條の五及び第十一條の六第一項中「第十一條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、第十一條の三第一項中「同条第三項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第三項」と、第十一條の四中「第十一條第九項」とあるのは「第九十三条第八項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「組合員」と、第十二条第一項中「第十一條第一項第五号」と、第十五条の三第一項及び第十五条の四から第十五条の六までの規定中「第十一條第一項第八号の二」とあるのは「第九十三条第一項

「一号」と、第十一條の四中「第十一條第九項」とあるのは、「第九十七條第九項」と、組合員及び他の組合の組合員とあるのは、「所屬員」と、第十二条第一項中「第十一條第一項第五号」とあるのは、「第九十七條第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一條第一項第十一号」とあるのは、「第九十七条第一項第十号」とあるのは、「第九十七條第一項第七号」に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査とあるのは、「第九十七条第一項第七号」に規定する会員の監査と、第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項及び第八十七条の五中「第八十七条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第九十七条第一項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

中「漁業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と、第五十五条第一項中「同項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号」と、同条第四項に改め、「第五十八条の二中「第十一條第一項第一号第一号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」とを削る。

第一百条の六第三項中「第三十五条」の下に、「第三十五条の二第一項、第三十六条から第四十条まで、第四十二条」を加える。

第二百一十二条第一項中「共済規程、内国為替取引規程若しくは信託業務規程」を「信用事業規程若しくは共済規程」に改め、同条第二項中「第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会又は第九十七条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合連合会(以下この条、次条及び第二百二十九条において「連合会」という。)」を「組合(漁業生産組合を除く。)」に、「内国為替取引規程若しくは信託業務規程」を「信用事業規程若しくは共済規程」に、「当該連合会」を「当該組合」に改め、同条第三項及び第四項中「連合会」を「組合(漁業生産組合を除く。)」に改める。

第二百一十三条第一項及び第二項中「共済規程、内国為替取引規程若しくは信託業務規程」を「信用事業規程若しくは共済規程」に改め、「同条第五項中「連合会の業務」を「組合(漁業生産組合を除く。)の業務」に、「当該連合会」を「当該組合」に改めること。

第一百一十三条の二第一項中「共済規程、内国為替取引規程若しくは信託業務規程」を「信用事業規程若しくは共済規程」に改める。

第二百二十四条第一項中「共済規程、内国為替取引規程若しくは信託業務規程」を「信用事業規程若しくは共済規程」に改め、「同条第五項中「連合会の業務」を「組合(漁業生産組合を除く。)の業務」に、「当該連合会」を「当該組合」に改めること。

しくは共済規程」に改め、同条第三項中「共済規程、内国為替取引規程又は信託業務規程」を「信用事業規程又は共済規程」に改め、「従わないとときは、」の下に「第十二条の三第一項(第九十二条第一

九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。  
第二百三十条第一項第五号の二の次に次の二号を加える。

項において準用する場合を含む。)の規定、第四十一条の三第五項若しくは第八項(これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)の規定又は

六の四 第四十一条の三第十項において準用する商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事實を隠したとき。

項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)又は「又は第十九条の二第一項若しくは第二項(これらの規定を第一項において準用する場合を含む。)」を削る。

五の三 第三十四条第十項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して第二十四条第十項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第八十四条第一項、第二項若しくは第三項に、「記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき」を「記載をしたとき」に改め、同号の次に次の三号を加える。  
六の二 正当な理由がないのに第三十九条第四項(第九十二条第三項、第九十六条第三項、

第三百三十条第一項第七号中「第四十一条又は及  
び」これらの規定を削り、同項第九号を削り、  
同項第九号の一中「三百六十条ノ四第一項若し  
くは第一項」の下に「の規定」を、「二百四十四条  
第一項若しくは第二項」の下に「の規定、第五十四  
条の四(第九十二条第三項、第九十六条第三項及

報 (号外)

第一百一十九条第二項中「連合会」を「組合(漁業生産組合を除く。)」に改める。

第一百三十条第一項に次のただし書きを加える。  
ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第一百三十条第一項第二号中「第八十七条第八項ただし書き」を「第八十七条第九項ただし書き」に改め、同項中第二号の三及び第二号の四を削り、第一号の二を第二号の四とし、第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第十一条の三第一項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二の三 第十一条の四(第九十二条第一項、第

八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十三条第三項、第一百条の六、第一百条第三項及び第一百条の六、第一百条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六、第一百条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)又は第八十四条第四項の規定による閲覧又は謄写を拒んだとき。

六の三 第四十一条の二第十項(第九十二条第三項、第九十六条第二項及び第一百条第二項において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。)若しくは第四十四条(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。以下この号及び第九号並びに次項において同じ。)において準用する商法第二百七十四条第二項の規定又は第四十四条において準用する同法第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

九の三 第五十一条(第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)又は第六十二条第六項(第九十二条第四項、第九十条第四項、第一百条第四項及び第一百条の六第四項において準用する場合を含む。)において準用する商法第一百三十七条ノ三の規定に違反して正当の理由がないのに説明をしなかつたとき。

第二百三十条第一項中「第八十七条第一項第八号」の下に「若しくは第八項」を加え、「会員の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二 商法第四百九十八条第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者

同様の規定を適用する場合並ては第十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三

満月する同法第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

2  
商法第四百九十八条第一項又は有限会社法第七十七条第一項若しくは第二項に規定する者

が、第四十一条の三第三十項又は第四十四条において準用する商法第二百七十四条ノ二第二項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

附  
見

第一条 二の法律は、平成十年四月一日から施行

ପ୍ରକାଶିତ

(續)

当該信用事業実施組合の同項に規定する信用事業規程に係る事項及び当該信用事業実施組合が行つ信用事業(旧法第十六条の四(旧法第九十二条第一項、第九十六条规定第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業をいう。)については、なお従前の例によつる。

第一條 改正後の水産業協同組合法(以下「新法」という。)第十一条の二第一項(新法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において

する漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）であつて、その出資の総額が新法第十一条の一第一項の規定に基づく政令で定める額を下回っているものについては、平成十三年三月三十一日までは、適用しない。

第三条 この法律の施行の際改正前の水産業協同組合法(以下「旧法」という。)第十二条号、第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行なう組合(以下この条において「信用事業実施組合」という。)が、平成十一年九月三十日までにおいて、新法第十二条の三第一項(新法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により新法第十二条の三第一項の認可を受けるまでの間は、

当該信用事業実施組合の同項に規定する信用事業規程に係る事項及び当該信用事業実施組合が行つ信用事業(旧法第十六条の四(旧法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業をいう。)については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に存する組合については、新法第三十四条第十項及び第十二項(これらの規定を新法第九十二条第三項、第十九条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

この法律の施行の際現に存する漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会で施行日において政令で定める規模に達しないものについては、前項の規定にかかわらず、新法第九十二条第三項又は第一百条第三項において準用する新法第三十四条第十項及び第十二項の規定は、平成十三年四月一日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生産組合又は共済水産業協同組合連合会の理事、監事又は清算人については、新法第三十五条の二第一項(新法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)第三項において同じ。)及び第二項(新法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定及び新法第四十四条(新法第九十二条第三項、

この法律の施行の際現に存する漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会で施行日において政令で定める規模に達しないものについては、前項の規定にかかわらず、新法第九十一条第三項又は第一百条第三項において準用する新法第三十四条第十項及び第十二項の規定は、平成十三年四月一日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

項、第九十六第三項、第一百第三項及び第一百六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第七十七条(新法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百六第五項及び第一百六第六第五項において準用する場合を含む。(以下この項において同じ。)に準用する商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百五十四条ノ一第一号及び第二号の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。ただし、施行日以後に新法第四十四条又は第七十七条において準用する商法第二百五十四条ノ二第一号又は第二号に該当することとなったものについては、この限りでない。

2 この法律の施行前にした行為について刑に処せられた者に係る理事、監事及び清算人の資格に関するものは、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する組合の参事については、新法第三十五条の二第一項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第六条 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生産組合又は共済水産業協同組合連合会については、新法第三十七条第四項(新法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にされる記載、登記又は公告について適用し、施行日前にされた記載、登記又は公告については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際現に存する組合につ

いは、新法第四十一条(新法第七十七条(新法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百零五項において準用する場合を含む。)、第九条第五項において準用する場合を含む。)、第十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百零六項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(新法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項(新法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)、第十六条第一項(新法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類及び計算から適用し、施行日前に開始した事業年度に係る書類及び計算については、なお従前の例によ

第八条 この法律の施行の際現に存する組合については、新法第四十一条の三(新法第九十一条第三項、第九十八条规定)及び第一百条第三項において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後に開始する事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

この法律の施行の際現に存する漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会で施行日において政令で定める規模に達しないものについては、前項の規定にかかわらず、新法第九十二条第三項又は第百条第三項において準用する新法第四十一条の三の規定は、平成十三年四月一日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

## 官報(号外)

合を含む。)、第五十四条の二第三項(新法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)、第六十九条第四項(新法第八十六条第四項、第九十五条、第九十六条第五項、第九十六条第五項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。)、第八十六条第二項、第九十二条第一項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てから適用し、施行日前に開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2) 法律の施行の際現に存する組合について

は、新法第五十五条第一項(新法第九十二条第一項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

3) 法律の施行前にした行為及びこの規定による

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4) 法律の施行前にした行為及びこの規定による

第十二条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

回ってはならないものとすること。

(一) 法定準備金の積立基準の引上げ  
信用事業を行う組合は、定期で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の五分の一以上を準備金として積み立てなければならないものとし、その定期で定める額は、出資総額を下つてはならないものとすること。

(二) 監査体制の強化  
員外監事の必置

信用事業を行う組合(政令で定める規模に達しない漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。)においては、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は会員ではなく、かつ、その就任の前五年間当該組合又はその子会社の理事若しくは取締役又は使用者でなかつたものでなければならぬものとすること。

(三) 常勤監事の必置

信用事業を行う組合(政令で定める規模に達しない漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。)は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならないものとすること。

行う監査に関する業務に当たらせるため公認会計士等と契約を締結しなければならないものとすること。

3) 常勤役員等の兼職又は兼業の制限

信用事業を行う組合を代表する理事並びに当該組合の常務に従事する役員及び参事は、行政庁の認可を受けた場合を除き、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならないものとすること。

4) 事業別損益の組合員への開示

信用事業を行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合の理事は、省令で定める事業区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならないものとすること。

5) 行政検査等の充実

(一) 行政庁は、特に必要があると認めるときは、組合の子会社に対し、当該組合の業務又は会計の状況に關し参考となるべき報告等の提出を求めることができるものとし、また、組合の子会社の業務又は会計の状況を検査することができるものとすること。

(二) 信用事業を行う組合については、信用事業を行なう漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。)は、損益計算書等の書類について、信用事業を行う漁業協同組合連合会を会員とする漁業協同組合連合会(以下「全国連合会」という。)の監査を受けなければならないものとし、全国連合会は、その

6) 施行期日

この法律は、平成十年四月一日から施行するものとすること。

## 二 議案の可決理由

本案は、最近における我が國漁業及び金融をめぐる情勢の変化にかんがみ、信用事業を行う漁業協同組合等の経営の健全性を確保するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年五月八日

農林水産委員長 石橋 大吉

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

[別紙]

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

水産業協同組合は、水産業の振興や漁村地域の活性化はもとより、新海洋秩序への移行に伴う資源管理の推進等に果たす役割がますます重要となっている中で、漁獲量の減少、產地魚価の低迷、金融の自由化等により、その経営環境は一段と厳しさを増している。

よって政府は、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努め、漁協系統の健全な経営の確保に遺憾なきを期すべきである。

- 一 漁協系統組織体制の整備と事業基盤の強化が促進されるよう、地方公共団体とも連携し、各種施策の積極的な推進に努めること。
- 二 自己資本及び内部留保については、組合員の理解と協力のもと、早急にその充実が図られるよう指導すること。
- 三 部門別損益の組合員への開示について

は、これが組合の経営体質強化に適切に反映されるよう十分指導すること。

三 員外監事・常勤監事の必置等については、組合の信用事業の規模や地域の実情等にも配慮しつつ、監査体制の強化が図られるよう十分指導すること。併せて、全漁連による監査が公認会計士等の積極的な活用により充実したものとなるよう指導すること。

四 役員等の兼職・兼業の制限の適用に当たっては、漁村の実情や組合事業の特性・専門性にも配慮しつつ、責任ある業務執行体制が確立されるよう十分指導すること。

また、学識経験者の理事への登用促進につき十分指導すること。

右決議する。

官 報 (号 外)

第一明治三十五年三月三十一日  
種郵便物認可

平成九年五月九日 衆議院会議録第三十二号

発行所
虎ノ門二〇五 東京都港区 大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 送 料 別) 一〇〇五〇円
本号一部